

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

経済常任委員会 会議録			
日 時	平成 18 年 2 月 15 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 2 時 1 2 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	古沢副委員長、井川・小林・佐々木(茂)・山口・見楚谷・佐野 各委員 (大畠委員長 欠席)		
説明員	経済・港湾 両部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>副委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

副委員長

これより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木茂委員、山口委員を御指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

大畠委員長が2月7日より今月いっぱい病気療養のために、当委員会も欠席をするということで届出が出されております。したがって、委員長職は大畠委員長にかわって、本日は私古沢が務めさせていただきます。それと、理事会の席で本人から一言ありましたが、ごらんいただければわかるように、山口委員ですが、雪あかりの路で今、大奮闘中でありまして、委員会の席には多少そぐわない実戦的な服装であります。そのことはぜひ御了解をいただきたいというふうに思います。

この際、理事者からの報告の申出がありますので、これを許します。

「平成 17 年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

平成 17 年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について、1 月 31 日付けで管理組合から事前協議がありましたので説明します。

資料 1 をごらんください。

このたびの補正予算は、歳入、歳出とも 1 億 5,955 万 7,000 円を減額し、予算総額を 48 億 8,832 万 1,000 円に補正しようというものであります。

初めに、中段の歳出で主なものについて説明いたします。

まず、2 の総務費では、臨時職員の賃金の減により 71 万 2,000 円を減額し 6 億 2,138 万円に、3 の港湾建設費では、国直轄事業負担金の過年度精算と本年度事業費の減及び単独事業の起債事業費の減により、1 億 4,362 万 7,000 円を減額し 18 億 1,007 万 1,000 円に、4 の埋立事業費では、工事費の減により、216 万 2,000 円を減額し 183 万 8,000 円に、5 の公債費では、起債の借入利率の確定に伴う償還利率の減により、1,305 万 6,000 円を減額し 24 億 4,535 万 7,000 円とするものであります。

次に、上段の歳入で主なものについて説明いたします。

1 の分担金及び負担金ですが、8,700 万円を減額し 26 億 4,820 万 5,000 円に補正いたします。これに伴い、小樽市分の母体負担金につきましても、1,450 万円減額の 4 億 4,126 万 7,000 円となっております。

4 の道支出金では、港湾統計調査委託金が 4 万円増額し 20 万 8,000 円に、5 の財産収入では、トラッククレーンの売払い収入の計上等により、476 万円増額し 876 万円に、6 の繰越金でございますが、前年度決算による余剰金といたしまして、7,492 万 6,000 円増額し 7,493 万 6,000 円に、7 の諸収入では、漁業対策事業関係収入の精査により、18 万 3,000 円減額し 126 万 2,000 円に、8 の組合債では、港湾整備公共事業債や港湾整備事業債などの減により、1 億 5,210 万円減額し 16 億 1,700 万円とするものであります。

次に、下段の繰越明許費についてであります。補助事業の西地区ふ頭内道路新設工事及び起債事業の西地区ふ頭用地荷役機械等設置工事の事業費を一部翌年度へ繰り越すこととし、4 億 1,758 万円を繰越明許費とするものであります。

以上が補正予算案の概要であります。市といたしましては同意してまいりたいと考えております。

なお、本補正予算案につきましては、来る 2 月 24 日開催の平成 18 年石狩湾新港管理組合議会第 1 回定例会に諮られる予定であります。

副委員長

「平成 18 年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

平成 18 年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案について、1 月 31 日付けで管理組合から事前協議がありましたので、資料 2 - 1 で説明いたします。

初めに、歳出について説明いたします。表の右の欄になります。

議会費につきましては、議員報酬や国内港湾業務調査費などでありますが、対前年度 158 万 5,000 円増の 1,026 万円を計上しております。

総務費につきましては、西ふ頭供用に伴うソーラス関連の維持費などで増額はありますが、人件費の減額、庁舎移転に伴う賃借料の減額、その他事務費の減額などによりまして、対前年度 313 万 8,000 円減の 6 億 1,895 万 4,000 円を計上しております。

港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金 2 億 5,550 万円の減、補助事業では 7,930 万円の減、単独事業では荷役機械設置工事などで 3 億 590 万円の増で、対前年度 2,890 万円減の 19 億 2,479 万 8,000 円を計上しております。

公債費につきましては、中央地区 3 工区の元金償還期限が到来することなどにより、対前年度 20 億 6,751 万 2,000 円増の 45 億 2,592 万 5,000 円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。左の欄になります。

初めに、歳入のうち事業収入について説明いたします。

使用料及び手数料につきましては、西地区のマイナス 14 メートル岸壁の供用開始などによる各種使用料を見込み、対前年度 9,536 万 9,000 円増の 3 億 7,536 万 9,000 円を計上しております。

国庫支出金につきましては、補助事業の減により、対前年度 1 億 2,140 万 5,000 円減の 1 億 3,654 万 5,000 円を計上しております。

道支出金につきましては 20 万 8,000 円、繰越金につきましては 1 万円を計上しております。

諸収入につきましては、中央地区 3 工区の起債償還の方法が、現時点で調整中であることから、対前年度 21 億 7,501 万 5,000 円増の 21 億 7,646 万円を計上しており、償還方法が決定した後、補正するものと聞いております。

組合債につきましては、埋立事業の減により、対前年度 9,890 万円減の 16 億 7,420 万円を計上しております。

これにより、下段になりますが、18 年度の事業収入は 43 億 6,279 万 2,000 円となり、歳出合計額との差引き不足額の 27 億 1,814 万 5,000 円を、最上段の分担金及び負担金として計上しております。

この結果、小樽市の負担分は、右下になりますが、対前年度 284 万 3,000 円減の 4 億 5,302 万 4,000 円となっております。なお、科目別の主要な事項につきましては、資料 2 - 2 に示すとおりでありますので、御参照をいただきたいと思っております。

次に、地方債及び一時借入金について説明いたします。資料 2 - 3 をごらんください。

地方債では、港湾整備事業債の限度額を 16 億 7,420 万円とし、また、一時借入金の借入最高額を 25 億 4,100 万円とするものであります。

次に、港湾建設費関連の港湾関係事業予算案について、資料 2 - 4 で説明いたします。

国直轄事業につきましては、位置図の右端の 防砂堤(東)は、基礎工・本体工等を行うものであります。

次に、位置図の左下の 泊地(マイナス 14 メートル)につきましては、2 か所に分かれておりますが、樽川地区の背後につきましては、西地区の岸壁前面の泊地しゅんせつにより仮置きしていた土砂を、国道の工事箇所へ運搬するものでありまして、西地区につきましては、土砂処分場のしゅんせつ土砂の飛砂対策工事を行うものであります。

以上の二つの事業につきましては、継続事業となっております。

次に、新規事業になりますが、位置図の中央の花畔地区に 岸壁(マイナス 10 メートル)(耐震)とございます

が、耐震強化岸壁の調査・設計を行うものあります。

次に、補助事業についてですが、すべて継続事業でございますが、まず、位置図の右側の 航路（マイナス 3 メートル）ですが、平成 18 年度は航路のしゅんせつを行うものであります。

次に、位置図の中央のやや左手の 道路ですが、西地区のふ頭内道路の 2 車線の整備になります。

その左側の 防じんさくでありますが、西地区で取り扱うチップの飛散防止さくを設置するものであります。

次に、起債事業であります。位置図の左側の ふ頭用地ですが、引き続き西地区のふ頭用地の整備とチップの搬送機械の整備を実施し、平成 18 年度完了予定となっております。

以上、平成 18 年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案につきまして説明いたしました。中央地区 3 工区の起債償還時期到来による公債費の増に対する償還方法について未調整部分もございますが、今後、補正が前提となっております。埋立事業を除く公債費が増加する中で、管理経費の削減などに伴い母体負担金が前年度当初より削減されていることもあり、市といたしましては、やむを得ないものと考え、同意回答したいと考えております。

なお、本予算案につきましては、来る 2 月 24 日開催の平成 18 年石狩湾新港管理組合議会第 1 回定例会に諮られる予定であります。

副委員長

「石狩湾新港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例案について」

（港湾）港湾整備室大野主幹

石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の改正案について、管理組合から 1 月 31 日付けで事前協議がありましたので、資料 3 - 1 で説明いたします。なお、資料 3 - 2 は対照表となっておりますので、御参照願いたいと思います。

本条例の改正は、多様化する施設の使用形態への対応と新たな施設の設置に伴う使用料を定めるためであります。

改正の概要であります。まず、加算料金の設定として、主に上屋の使用者から光熱水費など使用者が負担することが適当なものについて、使用料に加算するという内容になっております。なお、これらの料金につきましては、これまでは諸収入で徴収していたものであります。

次に、使用料の改正として、占用料の細分化であります。対照表に示すとおり地上設置物、地下埋設物等につきまして海岸法や道路法の料金区分に合わせ改正するものであります。また、上屋使用料に定温施設使用料を新設するものであります。

次に、その他として、占用料の改正に伴い、附則において、港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用料等徴収条例と海岸占用料等徴収条例をあわせて改正するものであります。

以上、条例の改正案について説明いたしました。市といたしましては、同意回答したいと考えております。

なお、本条例改正案は、来る 2 月 24 日開催の平成 18 年石狩湾新港管理組合議会第 1 回定例会に諮られる予定になっております。

副委員長

「日口フェリー定期航路について」

（港湾）港湾振興室企画振興課長

日口フェリー定期航路について報告申し上げます。

本航路は、平成 7 年 4 月、サスコ社により、小樽とサハリンのホルムスクの間に開設された航路であります。この間、平成 9 年と 10 年に利用の低迷により一時休航となっておりますが、平成 11 年に再開し運航されている航路でございます。

再開以降の航路の状況でございますが、平成 15 年に行われた船舶の安全基準の見直しにより、使用船の乗客定員が 36 名から 12 名に削減され収入が大きく減になったほか、サハリンプロジェクト用の大型重機の需要が一段落したこと、また、使用船舶が 1 万トンと大型で、さらに燃料に軽油を使用していることから燃料費高騰が大きく影響

し、慢性的な赤字運航となり、昨年 8 月以降は 12 月までの 4 回、運航直前になり休航するという状態が続いておりまして、今後の対応につきましては、北海道をはじめ関係者で協議していた状態であります。

小樽市といたしても、港湾使用料を免除するなど支援をしてみましたが、代理店からは、平成 18 年度は休航する旨の文書が 1 月に送付されたところでございます。

小樽市、北海道とも、サスコ社との直接の情報交換を要請し、先週の 2 月 6 日になりますが、東京におきまして、サスコ社のアレグドピノフ社長、キム運航部長と北海道の交通企画課長とともに、港湾部の港湾振興室長が面会し、話し合いをしてきたところでございます。この協議の場で、航路再開について強く要請いたしましたが、サスコ社といたしましては、採算上から再開については非常に困難であるとの回答を得ております。

再開の可能性といたしましては、新しい船舶の導入に係る無利子融資の話もなされましたが、小樽市としては非常に厳しいものであったほか、いろいろと話し合いをしてみましたが、今後も情報を交換し、引き続き協議を継続するというところで終了をいたしました。

今後につきましては、北海道をはじめとした関係機関とも十分協議し、再開の可能性を模索してみたいと考えております。

副委員長

「第 2 号ふ頭市営 3 号上屋の屋根崩落について」

(港湾) 港湾振興室企画振興課長

2 月 10 日金曜日午後 6 時 30 分ごろに発生いたしました、第 2 号ふ頭市営 3 号上屋の屋根崩落について報告申し上げます。

屋根が崩落いたしましたのは、第 2 号ふ頭基部の手宮側に位置する昭和 26 年に建設された市営 3 号上屋でございます。保管貨物といたしましては、タイヤ、土壌改良材及び融雪剤でございます。融雪剤につきましては、既にほかの場所に移動させております。

上屋の面積といたしましては約 2,900 平方メートルで、構造は鉄骨モルタル平家建てでございますが、崩落の規模につきましては、幅が 22 メートル、長さは 130 メートルのうちの 3 分 2 の約 90 メートルにわたって崩落したものでございます。残りの 3 分の 1 につきましても壁面に亀裂を生じている状況でございます。

被災の原因につきましては、経年による老朽化した屋根の上に、前日からの大雪に伴う積雪が原因であると考えております。

なお、発生が 18 時半ごろということで、荷役作業は行っておらず、幸い人身の被害はございませんでした。

発生からの処理経過でございますが、当初、対岸の第 3 号ふ頭ソーラスゲートの警備員から異常音が聞こえるという通報が 18 時 30 分ごろ港湾部にございました。港湾部職員が現地へ急行し、上屋の使用人と人身被害のないことを確認いたしまして、建物の調査につきましては夜間で危険であることから、翌日調査することといたしまして、19 時 20 分ごろ、建物周辺の立入禁止措置をとり、当日の対応は終了しております。

翌日は、8 時から現地調査をし、結果、先ほど説明のとおり、3 分 2 程度の屋根の崩落を確認いたしました。上屋の被災状況を検討の結果、建物は早急な解体が必要と判断したところでございます。

見積りの結果、解体には 2,200 万円程度を要することから、昨日、緊急の対応として、補正予算を市長専決させていただきまして、特に、蔵置貨物、タイヤになりますが、その部分で早急に搬出が必要ということで、その部分の 700 平方メートルにつきましては、明日から解体の工事に着手することといたしました。残りにつきましても、準備が整い次第、工事の発注をしたいと考えてございます。

なお、財源につきましては、国の方にふ頭用地整備の事業として認めていただき、起債で対応ができることとなっております。

臨港地区内の他の上屋への対応でございますが、11 日に他の上屋の屋根の積雪状況を巡視し、特に雪びが見られ

る第 3 号ふ頭の 33 号上屋につきましては、昨日、雪おろしを実施いたしました。その他、吹きだまりや雪びにつきましましては、今後、順次対策を講じてまいりたいと考えてございます。あわせて、日常のふ頭パトロールにおきましても、建物の状況に特に注意を払ってまいりたいと考えております。

副委員長

これより、五つの報告事項について質疑に入ります。

質問の順序は、1 番目に自民党、2 番目に平成会、3 番目が公明党、4 番目民主党・市民連合、この順番といたします。

自民党。

佐々木（茂）委員

ふ頭の上屋について

確認を二つほどさせていただきます。

先ほど報告がございましたこの上屋ですが、この資料によれば、しゅん工が昭和 26 年、54 年経過というふうに書いてありますが、私がこれちょっと確認したものでいきますと、昭和 21 年の 9 月に新築という財産調書で書いてあるのですが、この辺は違うものなのでしょうか。それが 1 点。

それとあと、この上屋の関係で財産調書によれば、第 2 号ふ頭、第 3 号ふ頭、第 1 号ふ頭、中央ふ頭という形に書いてございます。それで、この財産調書からいけば、6 棟、5 棟、2 棟、4 棟というふうな形の棟数になっていると思いますが、この港湾要覧によれば、まだあるように書かれているのですが、その辺のところだけをちょっと確認をさせていただければというふうに思います。

（港湾）港湾振興室長

第 2 号ふ頭につきましては、2 号と 7 号、これにつきましては一昨年 of 台風の影響がございまして、屋根が相当傷んだということで、昨年取壊しをしております。それで、その分の数が減ってございます。

副委員長

21 年度のは、

（「もう一つしゅん工年月日等ということは」と呼ぶ者あり）

（港湾）港湾振興室長

それから、ただいま、私どもの資料の中では 26 年ということになっていまして、ちょっと財産台帳の方との突合はしておりませんで、申しわけございません。

佐々木（茂）委員

それと、先ほど私が申し上げたこの要覧でいけば、上屋はここのところ 30 棟あることになっているという形なのですが、財産調書では、先ほど私が申し上げましたように、第 2 号が 6 棟、二つなくなったというのがわかりましたから、減るのは当然でございますけれども、あと第 3 号ふ頭が 5 棟、第 1 号が 2 棟、中央ふ頭が 4 棟というふうに財産のところにあるのですが、その辺の相違点はどうかのかなということだけ確認したいのです。

（港湾）港湾振興室長

第 1 号ふ頭は、今、既に港町ふ頭ということで、旧第 1 号ふ頭の部分、ここにある 11 号と 12 号という上屋があるのですが、そのほかに新たにできている部分が、港町 1 号、これが増えて港町ふ頭の部分で増えているという形です。そしてあと、このほかに旧の部分でクリアランスといいますか、した部分の数が若干少ないのだと思います。その台帳の方をちょっと見ていないのでわからない部分もあるのですけれども。

佐々木（茂）委員

しつこいようですが、このいわゆる上屋というような形の説明書きに 30 棟あって、これが先ほど私が申し上げた

数からしたものと若干違いがあるものですから、その辺のところだけの確認なのです、私は。

(港湾)港湾振興室長

これは、民間の上屋の数も。

(「民間の上屋の数も含む。はい、結構です」と呼ぶ者あり)

含んでいるために、この数は 30 棟となっております。

井川委員

上屋使用料について

私も大変勉強不足なのですが、上屋の利用者の関係なのですけれども、例えば北海道通運のタイヤが入っていますね。それは一つで幾らという、そういう利用方法なのでしょうか。タイヤ千何百本で幾らとか、あるいは倉庫ごとで幾らとかという、そういう貸し方なのでしょうか。

(港湾)港湾振興室長

これにつきましては、1 平方メートル幾らということで面積で貸しておりまして、1 本幾らで貸している形にはなってございません。

ちなみに、今のこの港湾要覧の中に、施設使用料として載っておりますけれども、上屋使用料といたしまして、1 平方メートル当たり 3 円 47 銭という形になっていて、占用使用の場合は、一月単位で 1 平方メートル当たりで 328 円という形でお金をいただいております。

井川委員

それでは、例えばタイヤ 1,800 本とか、そのほかに違うものが入っても、これは別に構わないということですね、今回のあれについては。

(港湾)港湾振興室長

ここににつきましては、面積で貸しておりますので、その中に使い方として、違う品物が入っていてもそれは構わないと考えています。

副委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

平成会。

小林委員

初めに、私どもから出している大畠委員長が、やむを得ず欠席ということになりまして、大変副委員長にはいろいろと御迷惑をかけましたことを深く本人にかわりましておわびを申し上げ、お礼を申し上げます。

また、理事会の中で報告事項ということで、当初考え方は、せつかくの委員会で経済関係に関することは、少しは認めていただけるということで、その御配慮に関しまして感謝申し上げます。

上屋屋根崩落の被害状況について

まず初めに、この 5 号の報告、今、上屋のこういう状況なのですけれども、一番考えられることは、人身事故がなかったということが一番安どしている一人です。それで、解体、そしてその利用方法、早急に解体しなければという、2,200 万円という提示もされました。解体されて、そして今後の利用目的というのですか、更地になるようですから、その辺の考え方と、そしてまた入っていた北海道通運、また、業者というか、その被害状況というか、弁償問題等々が発生しなかったのかどうか、その点お答えいただきたいと思います。

(港湾)港湾振興室企画振興課長

まず、跡地の利用計画なのでございますが、解体後は今のところはふ頭用地ということで、更地にして利用する

というふうな考えであります。

被害の状況についてなのですけれども、先ほども申しましたけれども、融雪剤につきましては、つぶれていない屋根の方ということで、既に移動させてございますけれども、タイヤ、土壌改良材につきましては、これから解体に入りまして、その中で被害状況が明らかになるというところで、現在のところ被害状況については、明らかになっておりません。

小林委員

被害状況、期日もたっていませんし、まだまだこれからですけれども、例えば弁償問題というのですか、被害の状況を見て、そういうのが発生しないのか、するのか、その点だけ。

(港湾) 港湾振興室長

今、課長から答弁申し上げましたように、今、屋根の部材が、それが品物の上に乗っかっていると。それから、雪も乗っかっているものですから、今詳しい状況がわからない。どのぐらいの傷みが発生しているのか、それ自体がわからない状況なものですから、解体をしながら、その上に乗っかっているものを取り外しながら、そして、被害の状況を見て、そして利用者の方とこれが被害があるというふうに見るのか、このぐらいならいいよというふうになるのか、その辺がまだわからないものですから、まだ被害があるかどうかということは、ちょっと確定してないというのが現状でございます。

小林委員

築港臨海公園・小樽港既存貯木場水域活用促進検討会について

ちょっと問題を変えます。平成 17 年度より、国土交通省北海道運輸局から、この小樽の築港臨海公園、また、小樽港の既存の貯木場の効果的な活用の提案について、全国で北海道の小樽と東京の 2 市の方から選定された経過がありますけれども、これの事業として、この内容、どのような内容か、その辺からお答えいただきたいと思えます。

(港湾) 港湾整備室事業計画課長

国土交通省のモデル事業でございますけれども、この事業は公共水域や既存ストックなどの適正かつ安全な利活用の促進を図るための課題解決や制度化、ルール化等の検討を目的としておりまして、具体的には、水域のゾーニング、水域活用を図る上での課題の把握というようなことを目的として、検討会が立ち上げられております。

小林委員

平成 17 年度からですから、かなり港湾部でも運輸局とのやりとり、そしてまた、促進のこのプログラムとして、非常に期間的には恐らく平成 18 年度からすぐ検討会議とか、あらゆる機関で進めていると思うのですけれども、これの関係機関というのはどういう機関なのですか。

(港湾) 港湾整備室事業計画課長

構成機関でございますけれども、北海道運輸局が事務局を務めてございまして、小樽海上保安部、小樽開発建設部や、もちろん小樽市、小樽商工会議所、小樽市漁業協同組合、さらには北海道ライフセービングクラブなどの海洋振興にかかわる諸団体、ウイングベイ小樽の関係者やその周辺で営業をしている事業者、20 機関で構成されております。

小林委員

この検討会議というか、過去何回会議が開かれて、今後どうしようとされるのか、その辺どうですか。

(港湾) 港湾整備室事業計画課長

17 年度につきましては、3 回ほど開催されてございまして、それで 17 年度の報告書をつくって終える予定でございます。18 年度につきましては、国土交通省の本省の方で、今回 2 都市でやってございますモデル事業におきまして抽出された課題等につきまして、制度化やルール化が必要かどうかということを検討いたしまして、平成 19 年度には、その成果を基に水域活用のガイドラインを作成するというふう聞いてございます。

また、小樽におきましては、今回の構成員等、この水面の利用者による協議会を立ち上げまして、水面利用ルールの検討を開始するという予定になっております。

小林委員

国土交通省、国の方から、全国でも東京、そして小樽、全国でも 2 か所の選定がされて、鋭意これから進めるようですけれども、御案内のとおり、小樽は市民が親水する港湾の箇所というのですか、市民が潤える場所というのは、非常に今その貯木場の跡というのは、これから国で進める事業としては、大変大いに期待をしている市民の一人です。非常に財政のことを考えますと、行政側としてはこの時期にということをおもいますが、ただ運輸局の方ともお会いしてお話ししたことがあるのですけれども、非常に積極的で、せっかくのこういう国の事業で、事業費というのはまだ出ていないようですけれども、かなり大きな事業費が国から出される。また、小樽市の負担というのは全然考えていないような話もされていますから、これは大いにひとつこの事業というのは、平成 18 年度、検討会議も関係機関で 3 回ほどやっているのですか。そうしたら、非常に煮詰まってきたようですね。ともかく、この事業は期待しておりますので、大いに頑張ってくださいと思います。この問題については、希望だけしておきます。

観光基本計画について

それでは、今日、経済部の方に大変副委員長の御配慮で、本来ならばあれだったのですけれども、せっかくの機会です。

初めに、2月12日かな、北海道新聞でちょっと見たのですけれども、全国旅行業協会と、初めて北海道で旅行業者と行政の担当者との会議、700名ほどで旭川で開かれています。その中の一番のは、やはり旅行業者と行政との連携、観光事業についての連携プレーというのは、今はもちろん私方素人が考えることよりも、一番大事なことだと思っておりますので、この会議には出ているのでしょうか。

(港湾)港湾整備室長

先ほど、委員、国の事業という形で若竹地区のお話をされましたけれども、今回のこのいわゆる検討会議が一つの事業ということで今やっているというわけでございまして、それから先の実際にハード整備があるかどうかという問題については、これは国の事業だという形では決まっていなくてございまして、そこはちょっと誤解のないように、申しわけありませんが。

小林委員

はい。わかりました。

(経済)観光振興室長

委員から御質問されました全国旅行業協会主催の第3回国内観光活性化フォーラム、これは私どもの方には案内は来ましたが、出席はしておりません。

小林委員

私も何年前、議会の方で台湾を視察に行きました。今、御承知のように小樽市内には台湾の方がかなりの数字伸びています。その数字はまだ私も押さえていませんけれども。ただ、台湾で役所に行きまして、観光課の方と会って、反対にどうして小樽が魅力なのかと、小樽はどうして台湾の方にこういう北海道でもと話を聞きました。そうしたら、やはり旅行会社が小樽を指定するというか、小樽のよさは雪がすばらしかったとか、それから歴史的建造物、そして、特に食べ物がすばらしいものだからということなのです。だから、本当に聞きまして、民間活用で観光客を集めるというふうに、行政の連携というのは非常に私は大きなウエートを占めているなど、そう思います。ですから、こういう北海道でやった今のこのフォーラム、初めてのようですから、せめてやはり小樽市の観光振興室、経済部の方でそういうのに積極的に参加をされて、何とかやはり小樽の今の観光行政、もう毎回山口委員の方からもいろいろと観光行政については指摘されていますし、来るのを待っているような時代ではなくて、何

とか旅行者と連携をとりながら小樽で進めていかなければならないと思うし、特に私は一番の窓口は、例えば小樽駅におりて、ハイヤーに乗っても、もう全くほかの都市と比べて、いらっしやいませ一つもないのは、こういうことがやはり行政指導でなければできないのです。ですから、口で観光都市、観光都市と言っても、これはやはり民間であなた方努力しなさいと言ったって、もう本当に残念ながら。ただ、私は、冬期間の臨港線とか、小樽市内の花園の飲食店街を歩いて、除排雪の問題、これはやはり民間でやれと言っても無理だし、その辺はやはり今、雪あかりの路で頑張っていますけれども、それはもうあくまでもみんなボランティア活動でやっていて、それでは除排雪はどういう形で協力しているかということを考えますと、本当に臨港線のあの道路なんて、小樽に住んでいた私でさえも、歩道を歩いていても、もう斜めになっていて歩かれないような状況ですよ。こういうことを考えると、もっとやはり行政が積極的にそういう業者と、そしてまた、旅行者とのプランなんていったら、やはり進んでやらないと、小樽なんてだんだん宿泊型観光にはほど遠いことだと思います。ですから、そういうフォーラムに本当に積極的に参加をし、行政がもっと出て歩くべきだということを申し添えさせていただきます。この点、経済部長として、私の今のいろいろな内容について、いいですよ、室長でも。

(経済) 観光振興室長

誘致ということでは、委員のおっしゃるとおり、行政と民間がいわゆる協働して誘致活動を進めるというのは、おっしゃるとおりでございます。行政もまたその中で、活動も強化していくということですが、観光地間の競争が非常に厳しくなっている中で、私どももさまざまなそういうプログラムを用意して、誘致活動を行っているところでございますが、ちょうど現在 2 本の誘致事業を展開中でございまして、簡単に説明をさせていただきますと、一方は主催が小樽教育旅行誘致促進実行委員会という名称で、これは事務局は小樽市が担当をしておりますが、事業は教育旅行のエージェントを招へいして小樽の観光を売り込むということで、一昨日から始めまして、観光のプレゼンテーションをすると同時に実際に現地を見ていただいて、教育旅行として使っていただけるような小樽の観光施設あるいは観光地を見ていただくと。ただ見ていただくというだけでは、旅行エージェントの反応もあまりよろしくないということの過去の経験もございまして、我々から積極的に売り込むということで、コースを設定しまして、それを商品として提案をするということを行っております。現在、10 のコースをプランニングしまして、これをエージェントに提案をすることで、なおかつこのコースについての意見をいただくことで充実を図って、なおかつこれをもって、今年度 3 月の下旬と来年度に向けて、これをツールとして誘致活動を行っていきたいというふうに考えてございます。それから、もう一本は、観光プロモーション 2006 「冬の小樽・後志再発見」と題する事業でございますが、これは主催は小樽観光誘致促進協議会、これも事務局は小樽市で持っています。今の観光プロモーションの方は主に旅行エージェントに対しては、個人旅行者に向けた商品を売り込むということで、これもエージェントを招へいして現在説明会等々の事業を行っております。昨日、夜にこの両方の事業の合同懇談会も開催いたしました。その中で、旅行エージェントからも大変いい反応もいただけたかなというふうに思っております。

こういう形で、私どもも独自の事業ということで展開をしております。民間の方もこの誘致活動に関しては非常に積極的な姿勢を見せておりますので、行政の役割、それから民間の役割、それぞれ認識をした上で、協働でこの誘致活動を今後も進めていきたいと考えております。

小林委員

観光客の呼び込み、入込みと小樽の経済の活性化、何とか小樽の経済を大きく伸ばしていかなければならないと思います。それで、小樽の特産品、そしてまた小樽の名所、この冬期間の対策、この 3 点についてお答えいただきたいと思います。

(経済) 観光振興室長

特産品と申しますと、これまでもそうですし、恐らくこれからも収入になるであろうと思っておりますのは、言

うまでもないことですが、ガラス製品、それからオルゴール製品。そして、最近、特産品という名に値するのかわかりませんが、人気商品としてはお菓子です。お菓子といっても和菓子から洋菓子からいろいろございますが、主に洋菓子の方がいろいろな製品がございますので、バリエーションも豊富だということもあって、観光客には大変人気を博しております。そのほか、もちろん海産物も特産品という意味では同様に人気のある品物でございます。そういったところが特産品かと思えます。

(「名所は」と呼ぶ者あり)

名所については、これも観光のシンボルという点では小樽運河並びに運河と連動した歴史的な建造物ということになりますが、自然景観も当然小樽の観光の名所ということではございますので、先ほどからもちょっとお話に出てきました海との関連ですね。海、親水性を感じさせる海というものをこれからも名所として、名所というか、特性として考えていく。その上では、祝津あるいは赤岩、オタモイといったところが、これからも自然景観としても売り込んでいく必要があるかなと思えます。

それから、冬期間の。

(「雪対策です」と呼ぶ者あり)

雪対策はちょっと。

(「ちょっと答えられない」と呼ぶ者あり)

ええ、申しわけないですけども、これはやはり委員も御指摘のとおり、行政が観光環境といいますが、環境整備という点では、除雪についても率先して行っていく必要がございますし、とりわけ観光に引きつけて申し上げますと、運河から堺町通り界わいというのは、観光客が特に散策をするコースということもありますので、観光客にも印象をよく持たれるためにも、そういう散策者の多い場所については、除雪を頻繁に行っていただくように、こちらからも原課に要請していきたいと思っています。

経済部長

今、担当から答弁したとおりなのですが、実は雪対策については、今年の大雪のときに機動力としては間に合わないということもあったものですから、観光振興室の職員が実は堺町通りの店を一軒一軒歩きました。それで、大変申しわけないのですが、いらっしゃるお客さん対応としてはお店でできる限りの努力をしてくださいということをお願いをして、前の雪をとっていただきました。それは、もう市も間に合わないものですから、そういう協力をしていただきながら、ただ、今御指摘がありましたとおり、基盤の部分は市がやらなければならない部分も出てきますので、そこは協力をしながら基本は市がやるけれども、それぞれのお店の前だとか、駐車場は頑張るとっていただかないと、なかなか市が全部というわけにもいかないもので、それはお願いするとわかってもらえますので、こういう努力もしていきたいというふうに思っています。

それから、先ほどありました旭川の観光フォーラムですか、そういったものに積極的に参加をしていけという、そういうお言葉だと思いますので、これは十分受け止めながら、今後そういうものには参加をして、できる限り小樽も工夫していくと、そういう姿勢で臨みたいと思っております。

小林委員

小樽というか、先ほど海ね、これやはり海といえ、食べ物のカニとかタラバとか海産物ですね。非常に残念ながら、観光客が来ても高い、そしてまた、堺町通りは恐らく小樽市内以外の業者が多いものですから、品物そのものに非常に保証できないというか、絶対的なものはない。ですから、前に稚内にちょっとお邪魔したときに、職員がタラバとかカニとかウニとか、海産物をそういう業者に対して指導をしながら、ほかにない安さとか新鮮さとか、今こういう時代になってきたのではないかと思います。ですから、やはり行政として、ただ観光客が来て、高くおいしくなくて食べられない、こんなことを黙っていたのでは、小樽のよさというか、本当に台湾の方が言うように、食べ物のおいしいまちのイメージがだんだん崩れていく。もうそこまで価格調整というか、そのぐらいの指

導というものをしていかなければ、はっきり言って大変なことにもなるような状態。今、寿司屋通りを調査してもらえばわかりますけれども、以前のような観光バスが来て食事をするような、それはなぜかといったら、やはりもう機械でつくっていて、値段も味もそこそこでだんだん見放されているような、これが現実に果たして小樽が観光都市と胸を張れるか。

それから、雪対策のことを強く話したのですけれども、やはり例えば日本銀行の跡地とか、歴史あるそういう場所の雪対策は民間任せではなくて、もっとやはり行政が積極的に来た方々にけがのないように、事故のないように、やはりそうしていただかなければ、ある整骨院の先生と一回会ったことがあるのですけれども、「小林さん、けがして観光客、地方から来る人、本当に何人も私のところに来ますよ。これは、全く行政の責任ですよ」と、本当に私もそう思います。これからは、やはりそういう行政、民と官が一体となってというよりも、民に任せるようなこともわかりますけれども、もっともっとやはり行政がすることをきちんとしてもらわなければということも含めて、強く要望しておきます。

重要港湾の利用及び誘致活動について

ちょっと問題を変えますけれども、また港湾部にちょっと戻しますけれども、この重要港湾小樽港というのは、前にもちょっとここで指摘したことあるのですけれども、何とか重要港湾小樽港に一隻でも多く船を入れられないかということを中心に話をさせていただきました。外航の定期客船をはじめ、また米軍の艦隊、海上自衛隊等々の艦船の寄港については、非常に私は今こういう財政再建の折、これはやはり重要港湾として、そういう利用の仕方というか、特にこの誘致活動については、どんな活動をしているのか、その辺、港湾部から話を。

(港湾) 港湾振興室企画振興課長

外航の定期航路等につきましては、協議会をつくりまして、そして荷主及び東京の船社なりを地道に足しげく通っているつもりなのですけれども、なかなか思ったような、荷物と船の航路が一緒でないとなかなか実を結ばないということもありまして、努力はしているつもりなのですけれども、なかなか大きく花は咲いていないような状況かとは考えております。

米艦につきましては、

(「海上自衛隊とね」と呼ぶ者あり)

これにつきましては、向こうサイドからの要請があったときに、可能であれば施設を利用していただくということで考えておりますので、それで御理解をお願いしたいと思います。

小林委員

先日、室蘭にイージス艦と第7艦隊の艦船2隻だが、入港して反対されて入っているような経過、ちょうど札幌の雪まつりに合わせた乗組員の休養ということであれしているけど、以前、何回も小樽に入っていた経過があるのですけれども、今回、その打診というか、今回の室蘭に行った艦船2隻はどういうあれですか、小樽には打診なかったのですか。答えられるかな。

港湾部長

今、米艦の関係でございますけれども、一応小樽の方にも海上保安部の方から要請がございました。

(「あったの」と呼ぶ者あり)

ありました。1月4日と1月6日付けで海上保安部の方から小樽市の方に、バースの手配ということでお話がございました。それで、総務部の方で一応領事館の方に、10日に小樽港に来るという話があるのですけれどもということで確認に行きました。それと同時に、一応小樽がちょうどその当時大雪の状況で小樽市も除雪の関係が大変だというようなことを一応領事館の方に説明をしてきたと。それで、領事館の方としては、米艦の小樽に入ることについては聞いてないと。その辺1週間ぐらい確認させてほしいということだったので、小樽市としてはその後様子を見ていましたら、1週間ほどたって、領事館の方から小樽の入港についてはやめましたとい

う通報がありまして、18日に海上保安部の方からも正式に小樽港の入港については取りやめますという連絡が入っております。

小林委員

今回の件につきまして、これ以上突っ込みませんが、やはり重要港湾を持っている小樽ですし、この今の例えば米軍の艦船2隻ですか、やはり乗組員の数だって、かなりの1,000名以上の休養と食糧とかいろいろな面で、相乗効果というか、かなりいいのではないかなと思いますし、せっかくそういう打診があった際は、やはり私は港湾を利用されることが一番小樽のためには大とするところですから、いろいろ各会派の考え方は違うと思いますが、やはり重要港湾小樽港、そして、海上自衛隊にしても米軍にしても今こういう時期的にも非常に大変な外交問題もあれしている地域ですので、やむを得ずというか、そういう外務省をはじめ、防衛庁からの依頼というのは、進んであれすることはないと思いますけれども、極力受け入れて、何とか相乗効果をつかんでいただきたいなと思います。ただ、それだけ申し述べておきます。

企業立地促進条例について

最後に、経済部にまた振って悪いのですが、今回、予算の説明でこの企業立地促進条例、前にもたしか私、石狩湾新港で石狩市でこの固定資産税、都市計画税の減免というものを前から打ち出して、小樽市も何とかそういう企業誘致について、やりとりした経過があります。それで、今回、この議案として考え方、市長の考え方もうとうと、遅きにあらずという気持ちはあります。そしてまた、石狩湾新港地区だけではなくて、小樽市内にも新しいそういう工場、そういう関連の場合は対象になるということで、本当に頑張っていたきたいなと。それに、前は企業誘致室という部署があって、いろいろと職員の方が努力されていたようですが、現在、例えばこういう条例ができ、そしてまた、業者というか、他都市の方の営業の面とか、それから、現在どういう状況の実態というのですか、状況なんか、その辺お答えいただきたいと思うのですが。

副委員長

定例会に大きく踏み込まない範囲で、お答えできる範囲でお願いいたします。

経済部長

以前から小林委員から御指摘をいただいている部分を含めて、石狩市は昨年4月に企業立地の条例をつくりまして、2年間課税を免除すると、これが現実には、大変同じ地域で誘致活動をする我々と石狩市の関係からいうと、差ができたといいますか、それは間違いありません。そのとおりでございます。大変、我々も同じ活動をしていて、じくじたる思いがありました。この間、いろいろな議論をして、企業からも御意見をいただきながら、今回議案として次の定例会でお願いするということになりました。

現在、企業立地につきましては、昭和59年に企業誘致室というのを作りまして、それから、16年間室がずっとありました。その中で、当時は企業立地そのものが全国的にも大変大きな戦略的にこの自治体もやってきたことで、ただ、残念ながら、ここ数年は景気低迷の中で企業が力を失ってしまっていて、なかなか企業マインドが上がらない中では、どこも下火になってということで、実は私どもも平成11年に室をやめて、それから担当主幹を置いて、しばらくやって、ここ二、三年は経済部の商工課、産業振興課の中の係としてスタッフを2名程度でやってきましたけれども、実は17年度から、今日も来ていますけれども、企業立地の担当主幹を専任で配置をして、さらに担当主査もいます。そういう意味では再度力を入れていくと、そういう姿勢で今臨んでおります。御存じのとおり、まさに御承知のとおり、企業立地というのは非常に即効性のある施策ですから、そういう意味では税収にも雇用にもストレートに結びつきますので、我々としてはできる限りこの部分を、今の小樽にとっては大切な部分という位置づけで今後もやっていきたいというふうに考えております。

小林委員

現実には、立地率、小樽は41.9パーセント、石狩65.5パーセント、差が歴然としてありますし、先日のうちの方

の予算の説明で市長にも話をさせてもらったのですけれども、やはり行政というのは営業マンが出て歩いて、一生懸命、営業マンというのは皆さんですよ、職員の方々がそういう朝早くから夜遅くまで、いろいろと給与の面も削減され、本当に厳しい職員の皆さん方の生活というものを考えますと、本当に大変だなと思うのも事実です。しかし、こういう財政になってきた場合は、我々議会にしても、市民にしても、そして公務員の皆さん方が一生懸命小樽のために頑張ってもらわなければならないと、そういうことを申し上げまして、副委員長、大変長い質疑になりましたけれども、ありがとうございました。強く要望して終わります。

副委員長

それでは、平成会の質疑は終結いたします。

続いて、公明党に移します。

公明党。

佐野委員

ありません。

副委員長

公明党の質疑を終結し、続いて、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

山口委員

報告についてはありません。今、質疑をちょっと聞いておりまして、若干思いついたというか、質疑したいと思います。

直接報告には関係ないのですが、一つは先ほど小林委員の方から米艦船の入港とか、自衛隊の艦船の入港とか、そういうことについて、ニュアンスはちょっと正確かどうかわかりませんが、経済効果があるのだから、そういうものを誘致したらいいのではないかと、どんどん受け入れなさいというお話だったのですが、私はその意見には反対でございます。というのは、要するに、今、特に観光、それからまた、非常に落ち着いたまち並みというか、古いまち並みで売れているまちでございます。そういう中で、安らぎというものを求めて観光客の方もいらっしゃるわけで、そういう中で、今年度、一つはほとんどできておりますけれども、もう一棟運河プラザのすぐ後ろに 14 階の 46 メートルの高層のマンションができたりして、相当景観も変わってきていると。今、観光客の入り込みも含めて、非常にどちらかという、小樽ファンが離れて、いわゆる曲がり角からも落ちている状況に今なっていると。そういう中で小樽は観光客が落ちてきたから、米艦船や自衛隊を入れるのかというような話になっていく可能性がある。そういう意味で、やはり本当に基本に立ち返って、やはり本当にお客様を迎え入れて、おもてなしでもてなすというような交流観光をきっちりやっていく必要がある。そこを抜きにして、いわゆる安易な、安易なと言ったら怒られますけれども、方向に行くべきではない。今回の対応は、言ってみるなら、大変正解だというふうに申し上げておきます。これは質問ではありません。

浅草橋街園の除雪及び右折信号の設置について

もう一つ、気になった点がありましたので、お聞きしますが、除雪の問題です。

私、今、雪あかりの路でボランティアで皆さんと一緒にやっているわけですが、浅草橋街園です。いつも気になるのですが、あそこの除雪は、一体どこがやるのかということです。今回も我々は 10 万円を出して、民間業者に頼んで全部排雪していただきました。いつも、あそこは踏み固められた雪で、手すりのところの高さも、相当 30 センチぐらいまでなって、一部スコップでどけておりますけれども、あれは観光協会の方でやっていると思いますけれども、事故がいつあってもおかしくないような状況だと思います。そういうことも含めて、ぜひ、対応

をしていただきたいと、観光都市として非常に恥ずかしいというふうに思います。これは多分維持課の方だと思いますけれども、これは経済部の方から強く要望していただきたいというふうに思います。この点について、どのような対応をされるのか含めて、答弁をいただきたいと思います。

もう一つは、ちょっと気がつきましたが、浅草橋街園、これは私は一般質問でやっておりますけれども、街園のところの信号です。あそこは右折の信号があつてしかるべきところです。もう、事故がヒヤリ・ドッキリというのはしょっちゅうなのです。人身事故がいつ起きてもおかしくないと思います。というのは、札幌方面からいらっしゃったお客さんが、要するに右に曲がられます。それで、余市の方向から真っすぐ来ます。そこで、基本的に若干あれば緩いカーブになっておりますので、見通しがきかないところもあって、右折する車と真っすぐ余市方向から来る車とぶつかるのです。要するに、札幌側の歩行者だまりのところ。そこに突っ込んでいくような状況が何度もあるそうです。これは、あそこで仕事をされている方から何度も通報があります。一応、市民部の方には、いわゆる北海道に対して右折信号をお願いをしていただきました。これも、今までそういうふうなことを要望してなくて、つい最近要望したそうです。どうもお金がなくて、本当かなとは思いますが、公安委員会は一応金はあるのではないかと思いますけれども、早速それを改善していただかないと、これは絶対事故が起きると私は思います。そういう意味での対応を、やはりこれは自分の部署ではないからではなくて、これは経済部は観光では関連しているのですから、ぜひ関係部署に強く働きかけをしていただきたいと思います。私の方からは以上です。

(経済)観光振興室長

2点ございましたが、まず浅草橋街園の除雪でございますが、今年は御承知のとおり、大変大雪のためにふだんよりも浅草橋街園のさくの埋まりぐあいが大変ひどいということで、この件については、私どもの方にも、おもてなしボランティアの方からも実際に連絡も入りまして、担当の部署にも要請をして何とかお願いをしたいということで、先月と今月の雪あかりの路のイベントの前に、担当の方では、通常、作業を委託しているところなのですが、それにまた委託先にも除雪の強化について指示をしたというふうに聞いています。ただ、委員がおっしゃっているように、基本的に簡単な除雪では済まないような状態が現実にあります。おっしゃるとおり、排雪をしなければ、状況の改善が見られないというふうに考えていますので、この点については、その雪の降りぐあいにもよるかと思しますので、今後、降りぐあいを見た上で、観光客の安全確保ということからも、関係部の方にもその辺については、排雪も含めた要請も状況を見た上で促していきたいと思えます。

また、交差点の右折用の信号の設置ということでございますが、これは私も市民の方からも聞いたことが何件かございますが、やはり事故は起きてはいないのですが、危ない状況が頻繁にあったということを聞いておりますので、これもまた担当の方に、除雪と同じように安全確保ということで、特に小樽には札幌方面からの乗用車で来られる方がここ最近だんだん増えているという傾向もありますので、そういうことも考え合わせた上で、早急な対応を、関係部局にも働きかけてまいりたいと思えます。

山口委員

終わります。

副委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

本日はこれで散会といたします。